

○ 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改D第 532 号農林水産事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第 2 事業の内容 1～11（略）</p> <p><u>12 1に規定する事業の実施中に、事前に予測しがたい事案が生じ、緊急的な対応が必要となった場合であつて、施設の機能の適切な保全に必要な技術を現地での実践を通して向上させ、ストックマネジメント技術の高度化を図る必要があるときは、施設管理者と調整を図りつつ、技術高度化事業として次に掲げる事項を行うことができるものとする。また、技術高度化事業に必要な経費は、全額国庫負担とし、本事業の事業費には含まれないものとする。</u></p> <p><u>（1）破損事故等の要因調査</u> <u>（2）診断技術の適用と評価</u> <u>（3）対策工法の適用と評価</u> <u>（4）リスク評価の実証調査</u></p>	<p>第 2 事業の内容 1～11（略）</p> <p>（新設）</p>

附 則

- 1 この通知は、令和 6 年 7 月 9 日から施行する。
- 2 この通知による改正後の第 2 の 12 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに技術高度化事業を行う場合について適用する。